

お客様 各位

適合証明業務の業務停止のご通知とお詫び

A I 確認検査センター株式会社

代表取締役社長 末廣 義男



謹啓

この度、独立行政法人住宅金融支援機構より、弊社との適合証明業務に関する協定に基づき下記のとおり業務停止措置を受けました。

弊社では、今般の業務停止という措置を厳粛に受け止め深く反省し、このような事態を二度と起こさないようコンプライアンス経営を厳格にしてまいる所存でありますので、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう伏してお願ひ申し上げます。

敬白

記

【措置理由】

- (1) 適合証明業務実施者に対する研修を一年度に1回以上行うべきところを実施しないなかったにもかかわらず、資料回覧をもって「集合研修を実施」と偽って報告した。
- (2) フラット35Sの設計検査について、評価員講習を受けていない者が適合証明業務実施者・決裁者になっている案件があった。

【措置の内容】

業務停止（2か月）

令和2年1月14日（火）から同年3月13日（金）までの間

【停止を命じられました業務の範囲】

設計検査・現場検査の新規受付停止

※ 令和2年1月13日（月）までに設計検査、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の申請を受理した物件に係る現場検査の受付は行いますのでご安心ください。